

赴任旅費等に係る経費を補助します

①対象

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域に所在する介護サービス施設や事業所を経営・管理し、かつ**転居に伴う費用の支援制度（赴任旅費等）を有する**（または新設する）法人等。

②補助対象となる事業

地域外から新たに正規職員（長期職場体験者（※1）を含む）を採用した際に**事業所等（※2）が負担する赴任旅費等に係る経費**。※3

ただし、正規職員は令和8年2月末日に在籍している方が対象です。

法人が負担する補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、少ない方の額に補助率（2分の1）を乗じて得た額を比較して少ない方の額が補助額となります。

（一人あたり補助基準額 **336,000** 円、補助上限額 **168,000** 円）

※1 長期職場体験者…インターンシップ等で**6ヶ月以上職場体験**を行う方

※2 本人が負担している費用については対象外

※3 2次募集は R7.9.1 以降に採用される方が対象

【Q&A】

1. 地域外とは？

上記の5地域以外の地域からの新規就職者（正規職員）だけでなく、例えば但馬地域にある事業所が丹波地域から新規就職者を採用した場合も対象です。



2. すでに対象地域に住んでいた者が、就職を機に一人暮らしをする場合も対象になるの？

原則として対象になりませんが、通勤事情や住宅環境など個々に判断し、対象となる場合があります。個別にお問い合わせください。

3. 海外から「特定技能1号」の在留資格を持つ外国人介護職員を受け入れる場合の渡航費は対象になるの？

国内外からの移動は問わず対象になります。

4. 現在転居に伴う費用の支援制度（赴任旅費等）を設けていませんが対象外になるの？

新たに規定等を設けていただければ対象になります。

【お問い合わせ先】

兵庫県福祉部 高齢政策課 介護人材対策班 宮本

TEL 078-341-7711（内線 2733）

FAX 078-362-9470